

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○ふるさと宮城寄附金の指定納付受託者の指定	(税 務 課)	一
○ふるさと宮城寄附金の収納事務の委託	(同)	一
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会政策課)	一
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	(同)	三
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	四
○介護保険法に基づく介護医療院の廃止の届出	(同)	六
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	六
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	(農村整備課)	七
○公有水面埋立ての免許	(水産業基盤整備課)	七
○道路の供用開始	(道 路 課)	八
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定自立支援医療機関の指定	(精神保健推進室)	八
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	(同)	八
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(四件)	(警察本部会計課)	九
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定(二件)	(同)	一〇

教育委員会

○教育委員会定例会の開催
公安委員会

○警備法第二十三条第一項に規定する検定の実施

告 示

○宮城県告示第五百二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社アイモバイル 東京都渋谷区桜丘町二十二番十四 N. E. S. ビルN棟二階
PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三号
- 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
寄附金(ふるさと宮城寄附金に限る。)
- 指定年月日
令和五年六月三十日
- 指定期間
令和五年六月三十日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百二十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、ふるさと宮城寄附金の収納事務を令和五年六月三十日次のとおり委託した。

令和五年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 委託の相手方
東京都渋谷区桜丘町二十二番十四 N. E. S. ビルN棟二階
株式会社アイモバイル
- 委託期間
令和五年六月三十日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百二十七号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者と

して、次のとおり指定した。

令和五年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七二六〇〇一一四	訪問介護あさの風 富谷市日吉台三丁目十一番 地二十フイリスハイム大富 二〇一	合同会社あさの風	令和四年 九月一日
〇四七〇七〇一三六八	有限会社やよい 名取市高館熊野堂岩口下四 十六番地の一	有限会社やよい	令和四年 九月十五日
〇四七二三〇二三八〇	ルビス訪問介護ステーション 栗原市築館伊豆二丁目五番 地三十八	株式会社ルベウス	令和四年 十二月一日
〇四七〇六〇〇六九三	訪問介護 杜のめぐみ 白石市東町一丁目七番地二 十四	株式会社B O F	令和五年 一月十五日
〇四七〇八〇〇五七四	ヘルパーステーション結々 角田市神次郎上ノ沢三十二 番地一	株式会社すず	令和五年 三月一日
〇四七〇五〇二二七一	ホームヘルプぼらん大島二 気仙沼市廻館五十五番地二	社会福祉法人千香会	令和五年 四月一日
〇四七一四〇〇八八七	介護サポート しずく 東松島市赤井字南新町十一 番地四フオーブル南風一〇	合同会社結寿	令和五年 五月十五日
〇四七〇五〇一三〇五	さくやの訪問介護 気仙沼市岩月宝ヶ沢二十七 番地二十三	株式会社亀久屋	令和五年 六月一日
〇四七〇三〇一一四四	マミーホーム訪問介護ステ ーション 塩竈市梅の宮十六番	有限会社マミーホーム	令和五年 六月十五日

二 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七一〇〇九三三	訪問看護ステーションナ スケア岩沼 岩沼市桜三丁目八番八号C ASA四四一十一号室	株式会社ナースケア東北	令和四年 十月一日

三 訪問リハビリテーション

〇四七二六〇一〇六一	ルビス訪問看護ステーション 栗原市築館伊豆二丁目五番 地三十八	株式会社ルベウス	令和四年 十二月一日
〇四七〇九〇一〇二六	ひまわりの郷 訪問看護ス テーション 宮城郡七ヶ浜町遠山五丁目 五番地六十四	株式会社ヒマワリ	令和四年 十二月一日
〇四七二二〇一八五五	訪問看護ステーション夢眠 たがじょう 多賀城市城南二丁目十五番 十七号	株式会社夢眠ホーム	令和五年 三月一日
〇四六〇七九〇一四〇	訪問看護ステーションあや め名取 名取市植松四丁目十七番地 三十三コーポマツシマー〇 一号室	株式会社ファーストナ ス	令和五年 六月一日
〇四六一四九〇〇三九	訪問看護ステーション あ おい 東松島市矢本字鹿石前百九 番地四	医療法人医徳会	令和五年 六月一日
〇四七二二〇一八五五	登米市訪問看護ステーション 登米市東和町米谷字元町二 百番地	登米市	令和五年 四月一日

四 居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四五〇八八〇〇二六	介護老人保健施設はくあい ホーム 角田市角田字牛館十六番地	医療法人本多友愛会	令和四年 九月一日
〇四五〇三八〇〇一九	介護老人保健施設グリーン ヒルズ 塩竈市西玉川町一番二十八 号	医療法人菅野愛生会	令和四年 十月一日
〇四五〇七八〇〇二八	老人保健施設ライフケアセ ンター名取 名取市増田字柳田八番地	医療法人社団洞口会	令和五年 二月一日

四 居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四四〇五四〇七九七	気仙沼市三日町薬局 気仙沼市三日町二丁目二番	株式会社ストレチア	令和四年 十月一日

五 通所介護

介護保険事業所番号	〇四七二四〇〇八七九	事業所の名称及び所在地	るきな会デイサービス赤井鷲塚 東松島市赤井字鷲塚十三番一 号	事業者の名称又は氏名	株式会社憩いのお家ケア サービス	指定年月日	令和四年 九月十五日
〇四七二一三〇二三七二	リハカフエ ALAISE 栗原市若柳福岡谷地畑三十 一番地十五	株式会社AL	令和四年 十一月一日				
〇四七一五〇二七五七	デイサービス心音 大崎市古川塚目字北原六十 四番	株式会社YHC	令和四年 十一月一日				
〇四七一五〇二七六五	ブルーミングケア大崎稲葉 大崎市古川稲葉二丁目二番 一号	株式会社幸	令和四年 十二月一日				
〇四七〇二〇三一五九	あん暖手デイサービスセン 石巻市鹿妻南五丁目五番十 七号	株式会社国土コンサルテ ィング	令和五年 一月一日				
〇四七〇七〇一三八四	まごころデイサービス美田 園 名取市美田園六丁目三番五 号グラントシリウス一〇一 号室	トラススト仙台合同会社	令和五年 一月一日				
〇四七〇九〇一〇一八	健康サポートげんき多賀城 多賀城市八幡二丁目二十二 番二十五号	しあおろん合同会社	令和五年 一月一日				
〇四七二二〇一八四八	デイサービスグランヴィア 登米市迫町佐沼字中江四丁 目十二番地の十二	株式会社ホテルニューグ ランヴィア	令和五年 三月一日				
〇四七〇五〇一二八九	デイサービスぼらん大島二 気仙沼市廻館五十五番地二	社会福祉法人千香会	令和五年 四月一日				
〇四七三二〇一二三六	デイサービスいろは 遠田郡涌谷町小里字長根北 四十三番地十二	株式会社WAGAYA	令和五年 五月一日				

六 短期入所生活介護

介護保険事業所番号	〇四七二二〇一八六三	事業所の名称及び所在地	高齢者複合型施設特別養護 老人ホームきたかみ園	事業者の名称又は氏名	社会福祉法人登米福祉会	指定年月日	令和五年 四月一日
-----------	------------	-------------	----------------------------	------------	-------------	-------	--------------

〇四八〇五〇〇九九	登米市登米町寺池辺室山二 十七番地	社会福祉法人千香会	令和五年 四月一日
-----------	----------------------	-----------	--------------

〇宮城県告示第五百二十八号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設として、次のとおり指定した。
令和五年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	〇四七二二〇一八六三	施設の名称及び所在地	高齢者複合型施設特別養護 老人ホームきたかみ園 登米市登米町寺池辺室山二 十七番地	開設者の名称	社会福祉法人登米福祉会	指定年月日	令和五年 四月一日
-----------	------------	------------	--	--------	-------------	-------	--------------

〇宮城県告示第五百二十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。
令和五年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	〇四七一〇〇九三三	事業所の名称及び所在地	訪問看護ステーションナー スケア岩沼 岩沼市桜三丁目八番八号C ASA四四一十一号	事業者の名称又は氏名	株式会社ナースケア東北	指定年月日	令和四年 十月一日
〇四七二六〇一〇六一	ひまわりの郷 訪問看護ス テーション 宮城県七ヶ浜町遠山五丁目 五番地六十四	株式会社ヒマワリ	令和四年 十二月一日				
〇四七二二〇一八五五	登米市訪問看護ステーション 米谷 登米市東和町米谷字元町二 百番地	登米市	令和五年 四月一日				
〇四六〇七九〇一四〇	訪問看護ステーションあや め名取市植松四丁目十七番地	株式会社ファーストナー ス	令和五年 六月一日				

〇四六一四九〇〇三九	三十三コーポマツシマー〇一 号室	訪問看護ステーション あ おい 東松島市矢本字鹿石前百九 番地四	医療法人医徳会	令和五年 六月一日
------------	---------------------	---	---------	--------------

二 介護予防訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四五〇八八〇〇二六	介護老人保健施設はくあい ホーム 角田市角田字牛館十六番地	医療法人本多友愛会	令和四年 九月一日
〇四五〇三八〇〇一九	介護老人保健施設グリーン ヒルズ 塩竈市西玉川町一番二十八 号	医療法人菅野愛生会	令和四年 十月一日
〇四五〇七八〇〇二八	老人保健施設ライフケアセ ンター名取 名取市増田字柳田八番地	医療法人社団洞口会	令和五年 二月一日

三 介護予防居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四四〇五四〇七九七	気仙沼市三日町薬局 気仙沼市三日町二丁目二番 十一号	株式会社ストレチア	令和四年 十月一日

四 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七二二〇一八六三	高齢者複合型施設特別養護 老人ホームきたかみ園 登米市登米町寺池辺室山二 十七番地	社会福祉法人登米福祉会	令和五年 四月一日
〇四八〇五〇〇九九	ショートステイぼらん大島 気仙沼市廻館五十五番地二	社会福祉法人千香会	令和五年 四月一日

〇宮城県告示第五百三十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

令和五年八月四日

一 訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七〇二〇二二九四	石巻市社協北部地区ホーム ヘルパーステーション 石巻市小船越字山畑四百十 七番地五十四	社会福祉法人石巻市社会 福祉協議会	令和四年 九月三十日
〇四八一五〇〇〇一五	介護センターあおぞら 大崎市鳴子温泉字鷺ノ巢八 十四番地一	介護センターあおぞら	令和四年 十月三十一日
〇四七〇九〇〇五六四	訪問介護事業所癒志の里 多賀城市八幡二丁目二十四 番十号	株式会社シマサ	令和四年 十一月三十日
〇四七〇七〇一一六〇	ケアステーション福福 名取市相互台二丁目十七番 地一	みみみみんなの株式会社	令和四年 十二月三十一 日
〇四七〇七〇一三二七	合同会社もも佳訪問介護事 業所キャンドルハウス 名取市植松三丁目五番二十 四号	合同会社もも佳	令和五年 一月一日
〇四七二四〇〇五八九	やまもとヘルパーステーシ ョン 亘理郡山元町高瀬字合戦原 五十四番地二	医療法人社団松村クリニ ック	令和五年 一月三十一日
〇四七〇二〇二九一二	ヘルパーステーション桜・ さくら 石巻市鹿妻南二丁目二番八 号	社会福祉法人夢みの里	令和五年 三月三十一日
〇四七〇三〇〇四一九	公益社団法人塩釜市シルバ ー人材センター 塩竈市尾島町十八番十七号	公益社団法人塩釜市シル バー人材センター	令和五年 三月三十一日
〇四七〇五〇〇六〇四	気仙沼市ホームヘルプサー ビス事業所 気仙沼市東新城二丁目一番 地二	社会福祉法人気仙沼市社 会福祉協議会	令和五年 三月三十一日
〇四七〇五〇〇一六四	医療法人溪仁会ホームヘル プステーションおおしま 気仙沼市廻館五十五番地二	医療法人溪仁会	令和五年 三月三十一日
〇四七〇六〇〇六二八	ヘルパーステーションリ ズム白石蔵王 白石市鷹巣東一丁目九番三 十号	株式会社Treetum boidearct	令和五年 三月三十一日
〇四七一五〇一六三五	大崎市社会福祉協議会田尻	社会福祉法人大崎市社会	令和五年

〇四七二七〇一三六六	J A 新みやぎ あさひなヶアサヒセンター黒川郡大和町吉岡南三丁目六番地の二	新みやぎ農業協同組合	令和五年三月三十一日
〇四七〇二〇〇一七一	ニチイケアセンター石巻石巻市美園三丁目三番地三	株式会社ニチイ学館	令和五年四月三十日
〇四七二二〇〇一〇五	株式会社東北福祉サービスマス登米市迫町佐沼字西館一番地八	株式会社東北福祉サービスマス	令和五年六月三十日
〇四七三五〇〇二二三	株式会社赤間商会牡鹿郡女川町女川浜字女川九十八番地SG1十五街区一画地	株式会社赤間商会	令和五年六月三十日

七 特定福祉用具販売

〇四七二二〇一六三三	福祉用具相談センターとめオフィス登米市迫町佐沼字中江一丁目九番地一	株式会社J M T C	令和四年九月三十日
〇四七二二〇〇三九三	ニチイケアセンター大河原柴田郡大河原町新青川十一番十二	株式会社ニチイ学館	令和五年三月三十一日
〇四七〇二〇〇一七一	ニチイケアセンター石巻石巻市美園三丁目三番地三	株式会社ニチイ学館	令和五年四月三十日
〇四七二二〇〇一〇五	株式会社東北福祉サービスマス登米市迫町佐沼字西館一番地八	株式会社東北福祉サービスマス	令和五年六月三十日
〇四七三五〇〇二二三	株式会社赤間商会牡鹿郡女川町女川浜字女川九十八番地SG1十五街区一画地	株式会社赤間商会	令和五年六月三十日

〇宮城県告示第五百三十一号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条第二項の規定により、介護医療院の開設者から次のとおり廃止する旨届出があった。
 令和五年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四B〇三〇〇一四	介護医療院及川内科医院塩竈市尾島町五番十六号	事業者の名称 医療法人及川内科医院	廃止年月日 令和五年五月一日
-----------	------------------------	----------------------	-------------------

〇宮城県告示第五百三十二号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービスマス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。
 令和五年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四七二二〇〇一七一	ニチイケアセンター石巻石巻市美園三丁目三番地三	株式会社ニチイ学館	令和五年三月三十一日
〇四七二二〇〇一七六	みやぎ介護支援センター訪問入浴部栗原市若柳北古川十四番地八	ケアプランニング株式会社	令和五年四月一日

二 介護予防訪問看護

〇四六〇九九〇〇四七	さくらビレッジ訪問看護ステーション多賀城市八幡四丁目七番地五十	株式会社season	令和四年十二月十四日
〇四六〇二九〇二〇八	よつばPlus 訪問看護ステーション石巻市さくら町五丁目十三番地一	医療法人仁泉会	令和五年一月三十一日

三 介護予防短期入所生活介護

〇四七〇七〇〇六二六	桂実苑名取市本郷字東六軒百三十二番地一	株式会社リーベン	令和五年五月三十一日
〇四七二二〇〇二二二	ショートステイリラの夢	医療法人社団リラの会	令和五年

一 介護予防訪問入浴介護

四 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	〇四七二二〇一六三三	事業所の名称及び所在地	福祉用具相談センターとめ オフィス 登米市迫町佐沼字中江一丁目九番地一	事業者の名称又は氏名	株式会社J M T C	廃止年月日	令和四年 九月三十日
〇四七二二〇三九三	ニチイケアセンター大河原 柴田郡大河原町新青川十一番十二	株式会社ニチイ学館	令和五年 三月三十一日				
〇四七二七〇一三六六	J A新みやぎ あさひなケア サービスセンター 黒川郡大和町吉岡南三丁目六番地の二	新みやぎ農業協同組合	令和五年 三月三十一日				
〇四七〇二〇〇一七一	ニチイケアセンター石巻 石巻市美園三丁目三番地三	株式会社ニチイ学館	令和五年 四月三十日				
〇四七二二〇〇一〇五	株式会社東北福祉サービス 登米市迫町佐沼字西館一番地八	株式会社東北福祉サービス	令和五年 六月三十日				
〇四七三五〇〇二二三	株式会社赤間商会 牡鹿郡女川町女川浜字女川一画地	株式会社赤間商会	令和五年 六月三十日				

〇四七二二〇一六三三
八田郡蔵王町遠刈田温泉字
八山四番百九十二

六月三十日

〇宮城県告示第五百三十三号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業南三陸地区泊浜工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。
なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。
令和五年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年八月七日から令和五年九月五日まで

三 縦覧場所

南三陸町役場

〇宮城県告示第五百三十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。
令和五年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

令和五年七月二十八日

二 免許を受けた者の名称

石巻市

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

五 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	〇四七二二〇一六三三	事業所の名称及び所在地	福祉用具相談センターとめ オフィス 登米市迫町佐沼字中江一丁目九番地一	事業者の名称又は氏名	株式会社J M T C	廃止年月日	令和四年 九月三十日
〇四七二二〇〇三九三	ニチイケアセンター大河原 柴田郡大河原町新青川十一番十二	株式会社ニチイ学館	令和五年 三月三十一日				
〇四七〇二〇〇一七一	ニチイケアセンター石巻 石巻市美園三丁目三番地三	株式会社ニチイ学館	令和五年 四月三十日				
〇四七二二〇〇一〇五	株式会社東北福祉サービス 登米市迫町佐沼字西館一番地八	株式会社東北福祉サービス	令和五年 六月三十日				
〇四七三五〇〇二二三	株式会社赤間商会 牡鹿郡女川町女川浜字女川一画地	株式会社赤間商会	令和五年 六月三十日				

四 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	〇四七二二〇一六三三	事業所の名称及び所在地	福祉用具相談センターとめ オフィス 登米市迫町佐沼字中江一丁目九番地一	事業者の名称又は氏名	株式会社J M T C	廃止年月日	令和四年 九月三十日
〇四七二二〇三九三	ニチイケアセンター大河原 柴田郡大河原町新青川十一番十二	株式会社ニチイ学館	令和五年 三月三十一日				
〇四七二七〇一三六六	J A新みやぎ あさひなケア サービスセンター 黒川郡大和町吉岡南三丁目六番地の二	新みやぎ農業協同組合	令和五年 三月三十一日				
〇四七〇二〇〇一七一	ニチイケアセンター石巻 石巻市美園三丁目三番地三	株式会社ニチイ学館	令和五年 四月三十日				
〇四七二二〇〇一〇五	株式会社東北福祉サービス 登米市迫町佐沼字西館一番地八	株式会社東北福祉サービス	令和五年 六月三十日				
〇四七三五〇〇二二三	株式会社赤間商会 牡鹿郡女川町女川浜字女川一画地	株式会社赤間商会	令和五年 六月三十日				

〇四七二二〇一六三三
八田郡蔵王町遠刈田温泉字
八山四番百九十二

六月三十日

〇宮城県告示第五百三十三号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業南三陸地区泊浜工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。
なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。
令和五年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年八月七日から令和五年九月五日まで

三 縦覧場所

南三陸町役場

〇宮城県告示第五百三十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。
令和五年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

令和五年七月二十八日

二 免許を受けた者の名称

石巻市

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

第一種小網倉漁港区域内

石巻市小網倉浜小網倉八十五番に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

⑦の地点 石巻市小網倉浜小網倉八十五番地先に設置された基点A(基準点H二九一八北

緯三八度二一分〇五秒、東経一四一度二七分三八秒)を基点とし、基点から一八

五度四二分一五秒二二・〇メートルの地点

①の地点 ⑦の地点から 四度二九分四一秒 三〇・〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から 九四度三二分二七秒 二二・五六メートルの地点

③の地点 ②の地点から 一八四度三二分二七秒 三〇・〇メートルの地点

(三) 面積

六七六・三五平方メートル(埋立区域)

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

第一種小網倉漁港区域内

石巻市小網倉浜小網倉八十五番に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

④の地点 石巻市小網倉浜小網倉八十五番地先に設置された基点A(基準点H二九一八北

緯三八度二一分〇五秒、東経一四一度二七分三八秒)を基点とし、基点から三三

三度一六分三五秒二六・八一メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 九四度三二分二七秒 一〇一・一八メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 一八四度三二分二七秒 八二・〇〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 二七四度三二分二七秒 一〇一・一八メートルの地点

(三) 面積

八、二九六・四三平方メートル(施行区域)

(四) 埋立地の用途

漁港施設用地

○宮城県告示第五百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年八月四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	古川佐沼線	大崎市古川三日町一丁目三五番一地先から 同市古川七日町一丁目二八番二地先まで	令和五年 八月四日 午前十一時

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和五年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院・診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
つきだてこどもクリニック	栗原市築館伊豆一丁目一〇一二五	令和五年七月一日
名取たにぐちクリニック	名取市杜せきのした二丁目五番地の七	令和五年七月一日

二 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アイベル薬局 築館店	栗原市築館伊豆一丁目八番六号	令和五年七月一日
奥羽調剤薬局大河原店	柴田郡大河原町字新東二二一六	令和五年七月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第

六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和五年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
一 病院・診療所

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
名取たにぐちクリニック	名取市杜せきのした二丁目五番地の七	令和五年六月三十日

二 薬局

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
毛利薬局豊町店	角田市角田字豊町一―一四	令和五年六月三十日
かみ薬局	加美郡色麻町四竈字北河原一―四	令和五年四月一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和五年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 広報用インターネットサーバ等賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年六月二十八日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 落札金額 二億三千一百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年五月十九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和五年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 申請自動受付装置賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年七月二十一日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社J E C C 東北支店 仙台市青葉区本町二丁目二十番二十号
- 五 落札金額 八千六百万四千六百元
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年六月九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和五年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 運転免許用事務処理端末等賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年七月二十四日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社J E C C 東北支店 仙台市青葉区本町二丁目二十番二十号
- 五 落札金額 二億九千二百五万四千八百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年六月九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和五年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 運転免許証両面プリントシステム賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 令和五年七月二十四日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社JEC東北支店 仙台市青葉区本町二丁目二番二十号
- 五 落札金額 一億五百八十六万四千元
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年六月九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和五年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 運転者管理システムデータ移行等業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和五年六月二十七日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 契約金額 一億六千七百二十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和五年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察総合捜査管理システム改修業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和五年七月二十四日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 契約金額 九千三百八十一万一千八百七十二円

- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和五年八月四日

宮城県教育委員会

教育長 佐 藤 靖 彦

一 日時 令和五年八月十日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事件

第一号議案 第二期宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について

第二号議案 高等学校入学者選抜審議会専門委員の人事について

第三号議案 東北歴史博物館協議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二一三六一一）

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第95号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり

実施する。

令和5年8月4日

宮城県公安委員長 庭野 賀津子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（機械警備業務及び空港保安警備業務を除く。以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級

- (3) 検定規則第1条第3号に規定する人の雑踏する場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（雑踏の整理に係るものに限る。以下「雑踏警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (4) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級

- (5) 検定規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (6) 検定規則第1条第6号に規定する現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

2 実施日

- (1) 学科試験及び実技試験の一部

令和5年11月20日（月）午前9時30分から

※実技試験の一部については、施設、雑踏、交通誘導及び貴重品運搬警備業務の各2級の学科試験合格者について実施（負傷者の救護、護身方法）

- (2) 実技試験

ア 令和5年12月7日（木）午前9時30分から

空港保安警備業務1級及び2級、施設警備業務1級及び2級、雑踏警備業務1級及び2級、核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

イ 令和5年12月8日（金）午前9時30分から

施設警備業務2級、交通誘導警備業務1級及び2級、核燃料物質等危険物運搬警備業務1級、貴重品運搬警備業務1級及び2級

3 実施場所

- (1) 学科試験及び実技試験の一部

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県警察本部

- (2) 実技試験

仙台市泉区天神沢一丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

4 受検人員

全警備業務の1級及び2級合わせて30人。

5 受検対象者

- (1) 当該警備業務各1級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する者

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が受検申込日において1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- (2) 当該警備業務各2級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員

6 検定内容

当該警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。）

7 事前申込み

- (1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。

なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。

<p>(2) 受付期間 令和5年9月25日(月)から同月29日(金)までの5日間(25日から28日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで)とする。</p> <p>8 受検申請手続 事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受護手続は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 申請受付期間 令和5年10月2日(月)から同月6日(金)までの5日間(午前9時から午後5時まで)</p> <p>(2) 申請書の提出先 事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署に提出すること。 なお、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 検定申請書(検定期規則別記様式第1号) 1通</p> <p>イ 住所地を管轄する警察署に提出する者については、宮城県内の住所を疎明する書面 1通</p> <p>ウ 属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1通</p> <p>エ 前記5-(1)アに該当する者にあつては、検定を受けようとする警備業務2級に係る合格証明書(写真及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5-(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通)</p> <p>オ 前記5-(1)イに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書 1通</p> <p>カ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。) 2葉</p> <p>(4) 受検手数料</p> <p>公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表66の項に基づき、</p> <p>ア 空港保安警備業務1級及び2級 16,000円</p> <p>イ 施設警備業務1級及び2級 16,000円</p> <p>ウ 雑踏警備業務1級及び2級 13,000円</p> <p>エ 交通誘導警備業務1級及び2級 14,000円</p>	<p>オ 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級 16,000円</p> <p>カ 貴重品運搬警備業務1級及び2級の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。</p> <p>9 検定の実施に関し必要な事項 検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付する受検票を持参すること。</p> <p>10 検定に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課</p>
---	--